

## 障がい者福祉のあらし

## ●相談窓口●

大森地域庁舎【大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内の方】				
2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 5764-0657	〒143-0015
		知的障害者支援	☎ 5764-0710	大森西1-12-1
		精神・難病医療費助成	☎ 5764-0696	Fax 5764-0659
地域健康課	健康事業係	☎ 5764-0662	Fax 5764-0659	

調布地域庁舎【嶺町・田園調布・鶴の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内の方】				
3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 3726-2181	〒145-0067
		知的障害者支援	☎ 3726-6032	雪谷大塚町4-6
		精神・難病医療費助成	☎ 3726-4139	Fax 3726-5070
1階	地域健康課	健康事業係	☎ 3726-4147	Fax 3726-6331

蒲田地域庁舎【六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内の方】				
3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 5713-1504	〒144-0053
		知的障害者支援	☎ 5713-1507	蒲田本町2-1-1
		精神・難病医療費助成	☎ 5713-1383	Fax 5713-1509
地域健康課	健康事業係	☎ 5713-1702	Fax 5713-1509	

糎谷・羽田地域庁舎【大森東・糎谷・羽田特別出張所管内の方】				
2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 3743-4281	〒144-0033
		知的障害者支援	☎ 3741-6526	東糎谷1-21-15
		精神・難病医療費助成	☎ 3741-6682	Fax 6423-8838
地域健康課	健康事業係	☎ 3743-4163	Fax 6423-8838	

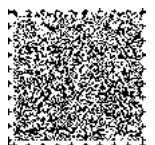
障がい者総合サポートセンター				
			〒143-0024	中央4-30-11
		相談支援部門	☎ 5728-9433	Fax 5728-9437
		学齢期の発達障がい支援部門	☎ 6429-8524	Fax 6429-8545

大田区役所		〒144-8621	蒲田5-13-14	
1階	障害福祉課	障害者支援 管理 障害事業 認定・給付 (児童)	☎ 5744-1253	Fax 5744-1555
			☎ 5744-1251 ☎ 5744-1591 ☎ 5744-1316	
		計画 施設	☎ 5744-1700 ☎ 5744-1639	Fax 5744-1592

※各地域庁舎の受け持ち区域は、  
P29に記載しています。

大田区

各ページの角の位置に印刷された模様は視覚に障がいのある人などのための音声コードです。専用の読み上げ装置、スマートフォン専用アプリなどで読み取ると音声で内容を聞くことができます。



この“あらし”は、大田区内にお住まいの障がい者(児)とその家族の方々が利用できる福祉サービスを取りあげ、その概要や利用の仕方を紹介しています。

令和4年4月1日現在の内容で編集しておりますが、7月までの間に変更のあった制度に関しては、できるだけ新しい内容を掲載しました。

この“あらし”では、「障害」や「障害者」の表記を「障がい」「障がい者」としています。法令に定められている名称、固有名詞を除いて、言い換えられる場合はできるだけ「がい」と表記しています。

なお、紙面の都合により、各項目の内容説明を簡略化しています。詳しいことは、それぞれの窓口にお問い合わせください。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」についてこの“あらし”では「障害者総合支援法」と記載しています

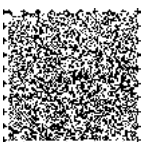
## “あらし”の使い方

巻頭の目次、障がい程度別該当事業一覧表(8ページ)、巻末のさくいんから、必要なサービスの掲載ページを探してください。

### 本文中で使用のマークについて

- 障害福祉サービスに該当する事業には、**障サ**マークがついています。
- 地域生活支援事業には、**地**マークがついています。

障害福祉サービス、地域生活支援事業については、15ページをご覧ください。



# 【こんなときは届出・申請してください】

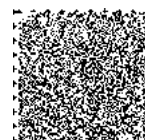
## 転入してきたとき

制度		手続き	制度の概要	
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳	住所を管轄する地域福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.40	
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.43
		都外 から	住所を管轄する地域福祉課で愛の手帳の申請をしてください。	
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.44
都外 から		住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。		
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	P.58
		都外 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	
難病医療費助成制度		都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.59
		都外 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	
自立支援医療（精神通院）		住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.60	
大田区心身障害者福祉手当		障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.44	
特別障害者手当・障害児福祉手当等		障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。	P.49	
東京都重度心身障害者手当		障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.48	
障害福祉サービス		住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.16	
障害基礎年金		国保年金課国民年金係で手続きをしてください。 (障害厚生年金については最寄りの年金事務所にお問い合わせください。)	P.54	

## 転出するとき

制度		手続き	
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳	転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。	
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 へ	転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。
		都外 へ	転出先で療育手帳の発行手続きをしてください。
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
都外 へ		転出先の区市町村で手続きをしてください。	
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 へ	障害福祉課にマル障受給者証を持参して、交付状況連絡票の交付を受け転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	マル障受給者証をお返しく下さい。
難病医療費助成制度		都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
自立支援医療（精神通院）		転出先の区市町村で手続きをしてください。	
大田区心身障害者福祉手当		大田区から転出した日の属する月で資格が消滅します。	
特別障害者手当・障害児福祉手当等		転出先の区市町村で手続きをしてください。	
東京都重度心身障害者手当		障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。	
障害福祉サービス		住所を管轄する地域福祉課で区分認定証明書の交付を受け（区分認定を受けている場合）、転出先の区市町村で手続きをしてください。	
障害基礎年金		転出先の区市町村で手続きをしてください。（障害厚生年金については最寄りの年金事務所にお問い合わせください）	

- \*障がいや年齢によって受けられる制度が異なります。対象については制度の概要のページをご覧ください。
- \*各手続きの必要書類は、利用する方によって異なります。手続きのためにお出かけになる前に、あらかじめ手続き先の担当に電話して内容を確認してください。
- \*住所の管轄の地域福祉課については表紙、27ページをご覧ください。
- \*マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの提供をお願いする場合があります。（P14参照）



# 大田区 避難行動要支援者名簿への登録のおすすめ

大田区では、地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録を進めています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域の防災活動などに役立っています。登録を希望される場合は、最終ページの「大田区避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」で申請してください。

●対象となる方（施設などに入所している方は、対象外となります。）

- (1) 視覚障がい1級、2級の方
- (2) 下肢障がい又は体幹機能障がい1級、2級、3級の方
- (3) 移動機能障がい1級、2級、3級、4級の方
- (4) 聴覚障がい2級、3級の方
- (5) 愛の手帳1度、2度、3度、4度の方
- (6) 要介護3、4、5の認定を受けている65歳以上の方
- (7) ひとり暮らしをしている65歳以上の方で、避難行動に支援が必要な方
- (8) その他(1)から(7)以外で、避難行動に支援が必要な状態にある方



問合せ先 障害福祉課 ☎：5744-1251 FAX：5744-1555

## 障がい福祉に関するシンボルマーク

障がい福祉に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもの、他、各団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体等にお問い合わせください。

	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b> 障がいのある人が利用しやすい建築物や施設であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 5273-0601 FAX 5273-1523</p>		<p><b>ほじょ犬マーク</b> 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 厚生労働省社会援護局 障害保健福祉部企画課 ☎ 5253-1111 FAX 3503-1237</p>
	<p><b>身体障害者標識（身体障害者マーク）</b> 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署</p>		<p><b>オストメイトマーク</b> オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを有する人）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 5670-7681 FAX 5670-7682</p>
	<p><b>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b> 政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署</p>		<p><b>ハート・プラスマーク</b> 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部の障がいは、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 <a href="http://www.normanet.ne.jp/h-plus/">http://www.normanet.ne.jp/h-plus/</a></p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 5291-7885 FAX 5291-7886</p>		<p><b>ヘルプマーク</b> 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎ 5320-4147 FAX 5388-1413</p>
	<p><b>耳マーク</b> 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されます。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 3225-5600 FAX 3354-0046</p>		<p><b>手話マーク</b> 耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>

令和4年7月

●編集・発行 大田区福祉部障害福祉課

☎ 5744-1253 FAX 5744-1555

東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

●大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針により

東京都大田福祉工場にて印刷しました。

